



国道116号 車線減少及び 高さ(3.8m)規制のお知らせ【継続】

国道116号新潟県刈羽郡刈羽村割町新田地先(刈羽横断歩道橋)において、歩道橋の補修工事に伴い通行規制(車線減少)の実施および終日高さ3.8mを超える車両は通行不可となっておりますが、以下のとおり【継続】します。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 目的 歩道橋の補修工事のため
わりまちしんでん
2. 工事場所 新潟県刈羽郡刈羽村割町新田地先(刈羽横断歩道橋)
3. 規制期間 令和5年 10月20日(金)から~~令和5年12月19日(火)~~
令和6年 2月28日(水)
午前8:30~午後5:00まで(土日・休日は除く)
4. 規制内容 車線減少【終日高さ3.8m超通行不可】



規制箇所
【高さ3.8m超通行不可】



【問い合わせ先】

国土交通省 長岡国道事務所	TEL 0258-36-4551
国土交通省 長岡国道事務所 柏崎維持出張所	TEL 0257-22-2159
新潟県 柏崎警察署	TEL 0257-21-0110
日本道路交通情報センター(新潟)	TEL 050-3369-6615